

四日市市公契約審議会 会議録

令和6年10月10日(木)

18:00～20:20

6階 本部員会議室

出席委員：小林慶太郎会長、平田法子委員、種村和春委員、西川和美委員、岡田良太委員、鈴木智貴委員

事務局：川口総務部長、太田調達契約課長、坂口調達契約課長補佐、矢田契約係長、

傍聴者：なし

○ 事務局

本市が公契約条例を制定して本年で9年経ったということで、毎年、委員の皆様には、本市の契約事務に関して色々のご意見等をいただいているところです。

令和6年4月1日から時間外の上限規制が始まり、色々のご意見もいただいたところで4月から新しい労働環境チェックシートを活用している状況です。昨今、エネルギー価格等の上昇もあり、また物価高が続いているという中で、労働者の皆様にとっても、事業者の側にとっても、なかなか難しい状況であるという認識でありますし、また、少子高齢化社会の中で労働力不足も難しいところがあるのかなというところです。本市といたしましては、公契約条例に則り、公平性、公正性、競争性をきちんと確保したうえで入札事務をしっかりと行っていききたい、より良い入札制度を作っていききたいというふうに考えているところです。条例の目的達成に向けて、委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。どうぞ本日はよろしく願いいたします。

○ 「事項書 I. 労働環境チェックシートの対象となる契約について」事務局より資料説明

○ 事務局

昨年の審議会において、2と3の表に入札方式を追加したらどうかというご意見をいただきましたので、今回から追加しました。

○ 委員

市外業者が受注した案件は、この表の案件のうちどれが該当しますか。受注者の市外業者と市内業者の別は、すぐにわかりますか。

○ 事務局

全体で言うとほぼ市内業者が工事を担っていますが、金額が大きくJVを組んでもらっている案件は、市外業者さんが入られることもあります。ただ、多くの案件は市内業者にやってもらっています。

- 委員
ジョイントベンチャーは、会社を作ってから入札するのでしょうか。
- 事務局
入札に参加するときには、J Vで応札していただいています。
- 委員
近鉄四日市駅周辺の整備工事が全部随意契約になっていますが、近鉄の線路の関係で随意契約なののでしょうか。
- 事務局
これらは線路の関係ではありません。
- 事務局
大成・信藤・中村 J Vと随意契約しているものです。
- 事務局
E C I 方式という形で、工事を実施する業者が設計段階から参加して、設計にも工事業者としての意見を出してもらうというやり方です。契約としては、意見を出してもらった業者さんと随意契約するので、競争入札ではないということです。
- 委員
東工区の工事は、そうではないのですか。
- 事務局
市役所の前や J R の辺りが東工区です。この工事は近鉄とは関係なく、総合評価方式で業者を決めています。これも J V を組んでもらい、工事をやっていただいています。
- 委員
J V を組んでもらうと、おのずとそこがやる前提の工事になるのですか。
- 事務局
J V もいくつか組んで入札に参加していただくので、例えば 5 つ J V を組んで応札に参加していただくと、その中から 1 つの J V が選ばれます。J V を組んでいただいても、落札しなければその J V は解散になります。落札した J V だけがそのまま契約し、工事していただきます。
- 事務局
先ほど、近鉄四日市駅周辺が E C I 方式であるをご説明させていただきましたが、最初にどこの事業者にするかを決めたいうえで、その後の工事についてはその事業者が設計

に対してアドバイス等をしていただく形になりますので、その事業者さんと随意契約で工事の契約をするということになります。東工区については、その工事 1 本 1 本に対して総合評価方式での入札を行っており、その都度違う J V を組んでいただいて入札していただく形になっています。

○ 「事項書 II. 公共工事設計労務単価及び最低賃金について」事務局より資料説明

○ 委員

公共工事設計労務単価を基に積算した金額を下回って実際に入札し、落札したが、工事が終わって、そこまでいきませんでしたという件数はどのくらいですか。入札率が 100% でない工事はどれくらいですか。または、最終的に元の予定価格を超えた工事はどれくらいありますか。

○ 事務局

契約した金額に変更があって、元の予定価格を超えたかという意味ですと、土木の関係だとほとんどの工事に変更がありますので、金額が増えるということはありません。予定価格を超えるところまで変更しているかどうかは、現場によっていろいろかとは思いますが、元の工事から全く違う工事を追加でやるということはありません。掘ってみたら現場の状況が違ったので、現場に合わせて変更していくということはやっています。当初の予定価格を超えるか超えないかという件数は、把握していません。

○ 委員

最低賃金の話になりますが、建設工事の場合は、公共工事設計労務単価があります。四日市市の場合は、労働報酬下限額の規定がありません。市職員の中には最低賃金を引き合いに出して話をする方がみえますが、建設工事においては「技術職」なので、最低賃金ではかるものではないと思います。最低賃金は、最低限の暮らしをするための賃金です。我々は公契約条例において労働報酬下限額をぜひ設定してくれと言っているのはなぜかというと、最低賃金法があるからなのです。最低賃金以下はいけません、最低賃金以上を出したら違法ということはないですよ。建設業に限って言えば、公共工事設計労務単価があるのだから、市で作った単価を出さないといけないのではないのでしょうか。また、ILO（国際労働機関）が言っている公契約における「規整」と四日市の公契約条例で言っている「規制」は漢字が一文字違い、意味合いが変わってくると思うが、四日市市のスタンスを確認したい。

○ 事務局

最低賃金に代わって労働報酬下限額を規定するという話はこれまでもいただいておりましたが、労働者側と使用者、企業側で考え方が違います。今のところ四日市市では様々な解釈があり難しいということをお話させていただいています。当然、最低賃金で支払われることが良いとは思っておらず、それ以上の価格を払ってもらうのが良いと思っていますが、最低の部分には法律で規定すべきであると考えています。また、若い方、熟練

の方、色々な方がいらっしゃいますので、最低の部分は法律で決まったところでお支払いいただくのが一番良いという認識です。

○ 委員

建設工事に関しては公共工事設計労務単価も決まっており、「技術職」なので、最低賃金を渡すというのはどうなのかなと思います。建設工事に限っては、公共工事設計労務単価で下限額を設定するべきではないかと思います。

○ 事務局

設計労務単価は平均額であるため、設計労務単価より低い額でもよいのではないかという意見もあると思います。

○ 委員

この6月には担い手三法の改正がなされています。これから賃金に関しては、国の方も力を入れていくと国会でも表明されていたので、その辺も改善していくべきだと思います。

○ 委員

公共工事設計労務単価で決めているのは、「技術職」ではなく「技能職」です。また公共工事設計労務単価については、今課長がおっしゃったようにあくまでも平均ということです。この公共工事設計労務単価が最低のレベルというのは、少し違うのではないかなというふうに思います。技能者というのは経験によって、その技能は上がっていくという形なので、技能レベルに合わせて目安となる報酬モデルを定めていくこともその技能者の報酬アップに繋がるのではないかという考え方は、今回の担い手三法改正だけではなく、以前から議論されているところです。

○ 委員

公共工事は、四日市市の財産を技能集団が作る、税金で四日市市の街を良くしていくことになるので、四日市市版の賃金の払い方をしていた方がいいと提案します。来年10年目の節目で、一つそういうような基準を作っていた方がいいのかなというふうに思います。

○ 委員

市の公契約条例を作るにあたっては、国の法律としては最低賃金が定められている状況で、法令の範囲内で条例を作ることになりますが、法令に反しているか、反していないかということが判断の分かれるところです。国として、一律の基準があり、各地で勝手に決められると困りますとなっている場合、勝手に決めてはいけません。これに対して、国としては決めているけれど、それぞれの事情でそれに上乘せとか横出しとかしても良いですというものもあります。この場合の労働報酬下限額を定めるというのが果たして国としては許容している部分なのかどうか、国の判断が示されていないため、各

自治体が困っている状況だと思います。そこで、四日市市は慎重に行くという判断があったのだと思っています。

○ 委員

現状は両論ありますが、法律は下限を定めているものなので、さらに払う方向でいくというのは何の問題もないと思います。定め方は難しいと思いますが、報酬下限額を決める方向で進めていくべきだとは思いますが。

○ 委員

労働報酬下限額を定めることに問題がないからこそ、東京の特別区や他市町でも労働報酬下限額を定める自治体が出てきているのだと思います。財政のあるところは労働報酬下限額を定めて技能集団を守り、他の市町村に行かないようにしています。四日市市のやり方は本当に大丈夫かと思えます。

○ 事務局

この議論は結論が出ず、9年かかってあまり進展してないというようなところなんです。最近公契約条例を制定した自治体においても、四日市市と同じように労働報酬下限額を盛り込んでいないところもあり、盛り込んでいるところが比率としては2割～3割かと思っております。もちろん法的に大丈夫だろうということで条例に上げている自治体があるというのも事実ですし、そのところがはっきりしないので四日市市のように、条例は作るけれども、金額までは躊躇している自治体も6割～7割あるという状況でございます。現在の考え方としては、例えば判例が出たという状況ではない状況のため、思い切って進めないというふうな状態が続いておるといふところはご理解いただけたらと思います。

○ 「事項書 Ⅲ. 公契約条例の施工状況について」事務局より資料説明

○ 委員

労働環境チェックシートの改正をしていただきましたが、市が落札した業者さんについて、下請けの儲けが著しく低いといった傾向はありましたか。

○ 事務局

最低賃金を下回っているものがあれば、当然それは問題です。資料の図1、図2で工種別の時給の最高と最低は載せましたが、傾向としては言いづらいところです。工種によってかなり時給が違うのだというのはわかります。

○ 委員

落札率が平均93%ぐらいなので、それが人件費にいつているのか資材とか他の費用にいつているのかわかりませんが、昨今の状況の中で、下請ほど経営が厳しい。下請けは儲けがあるのかなと思ったので質問させていただきました。

○ 事務局

最低制限価格を下回った入札に関しては、下請への支払いや安全管理が心配されるので失格にしています。この金額であれば、きちんと仕事をしてもらえるだろうという金額を設定していますが、実際、どの割合で支払われているかというところまでは把握していません。

○ 委員

実際に金額を書いて書類を出していただいていますか。

○ 事務局

出してもらった金額が正しいかどうかまでは分かりませんが、書類は出していただいています。

○ 委員

例えば情報公開をすると、公表されますか。業者名は黒塗りになりますか。それ以外のところは閲覧できますか。

○ 事務局

企業情報に関する企業名等は公表できない部分です。どこまで公表するのか、情報公開の部署と話をしてということになりますが、企業情報に当たらない部分であれば公表できると思います。

○ 委員

労働環境チェックシートの中で、法令上義務とされる設間について「いいえ」と報告があった部分について、市役所の職員の方が電話をかけて説明していただいているという点に意義があると思います。下請けの会社は、往々にして零細な会社さん、一人親方の方というケースが多くて、理解が進んでいないというところがありますので、今後もよろしくお願いします。

○ 事務局

契約部署は元請業者さんと話をすることはありますが、2次、3次の下請けの方とお話させてもらう機会はなかなかありません。四日市市は監督官庁ではないですが、報告内容によってはこちらから電話してお話させてもらっている状況です。

○ 委員

建設業の場合は、元請責任というものがあるので元請さんが全て主導のもとでやるのが大前提ですが、追いついていないです。

資料10ページに、令和5年4月1日に建設工事の一般管理費に乗じる算入率を0.68に引き上げとありますが、国交省の基準以上にあげているということですか。

- 事務局
四日市市として0.65だったものを0.68に率を引き上げました。資料9ページの建設工事の最低制限価格の式の一般管理費×0.68とある部分について、0.65から0.68に引き上げました。
- 委員
一般管理費と書いてありますが、社会保険費は一般管理費の中に入っていますか。
- 事務局
最低制限価格の計算式は、あくまでも最低制限価格を出すときの計算式で一般管理費に0.68を掛けて出てきた数字で、合計して最低制限価格を算出しているだけです。で、会社が実際に支払う社会保険等の金額とは別の話になります。
- 委員
労働者を1人雇うと、負担率は国の示す率が決まっていますが、それと比べてどうなのでしょう。また次回そういった資料が出せるのであれば出していただきたいという要望です。
- 事務局
内訳まで貰っていないので、何%なのかまでは分かりません。
- 委員
一般管理費というのはどのような費用なのでしょう。一般管理費と社会保障は別のものなのでしょうか。
- 事務局
会社を経営するのに必要な経費が一般管理費です。
- 委員
労働環境チェックシートは、項目を減らしていただくような形の方が私は良いのではないかと思います。人によっては理解がいろいろ分かれるような質問があると混乱してしまいます。
- 委員
四日市市の入札制度に関して、国が示した基準が下請すべてで守られているかどうかということを知りたいです。
- 事務局
四日市市は元請と契約するだけなので、元請に対して聞くということもあるかと思う

のですが、その下の2次、3次、4次等の下請に全て聞くというのはなかなか難しいところでは。

- 委員
下請は2次までですか？
- 事務局
元請があって、下請が2次までという決まりはありません。
- 委員
三六協定を労働基準監督署に提出しているかとか、年5日以上の有給休暇を取得できるように労働者へ適切な配慮を行っているかというのは、元請責任でもなく、発注者としての四日市市の責任でもないと思うのですがいかがですか。
- 事務局
チェックシートの項目は、その会社としてやっていただく必要があるということで、確認が必要なものについてはお電話させていただいています。
- 事務局
四日市市が直接取り締まったり指導したりというような権限はないということです。ただ四日市市が発注した工事ということで、そういったところまで目を配ってより良いものにしていきたいと思いますというのが、公契約条例の意義でございます。
- 委員
建設工事契約において、元請が下請に対し三六協定を見せなさいというのは越権行為ですよね。
- 委員
三六協定について何か問題があれば、監督官庁が指導すべきものだと思います。
- 事務局
ご指摘いただいたように民一民の中でというのは難しいと思います。我々としては、発注者として下請のところまで確認できる部分については市として確認させてもらっています。もしご理解が足りないとか、間違っていてこうした方が良いというのがはっきりしている場合は、私どもの方からもアドバイスをさせていただき努力を続けています。
- 委員
公契約条例の第2条に（4）労働者とあり、労働者は次のいずれかに該当するものという。と定めており、ここに労働基準法第9条に規定する労働者と書いてありますが、これがあるから、労働条件等ということで三六協定を守っていくという意味合いで載せ

ているのではないのですか。

○ 事務局

労働者の労働条件を守ってもらうために、下請の方の条件も労働環境チェックシートで確認させていただいています。基本的には全ての会社に出していただいています。

○ 委員

三六協定があり、それを労働基準監督署の方に出さないといけないという社会的ルールはあるわけですから、守ってくださいと促していただければそれでよろしいのではないのでしょうか。

○ 事務局

市の立場として、問題があれば連絡させてもらっていますし、守らないという回答であれば、労働基準監督署の方に通知してそこから指導してもらおうという形になろうかと思えます。当然法律は守られるべきものですので、それは労働基準監督署の仕事かなと思えます。

○ 委員

表彰のことを伺いたいです。技能資格を持った職員が何人いるかというのは、評価されているのですか。

○ 事務局

四日市市独自ではないですけれども、経営事項審査でどういう技能者等の技術職員がいるかというのは会社として点数化されています。

○ 委員

2級建築士等の国家資格は評価されているが、技能士は評価されていない。技能士という資格があるわけですから、工事成績にそちらの方も入れるべきだと思う。

○ 事務局

ある会社がこれだけ有能な技能者を雇っているとか、そういった会社自体の表彰という理解でよろしいでしょうか。そういった制度は現状、四日市市にはありません。あくまでも特定の工事について出来不出来の成績をつけた上で、ある一定の点数以上の企業さんに対して表彰するということになります。

○ 「事項書 IV. その他 令和5年度の公契約審議会開催以降の制定自治体について」事務局より資料説明

○ 委員

事業者の連帯責任「有り」、「無し」とありますが、どういう意味でしょうか。

○ 事務局

下請業者で労働報酬下限額に満たない賃金を支払っている場合は、元請が足りない額を出すというような形での連帯責任を取ってもらうということです。条例の中に入れてあります。一部施行になっているのですが、こちらの自治体では労働環境チェックシートの準備がまだ整っていないので、その辺を定めてそちらの施行は来年の4月1日から行うと聞いています。

○ 委員

予定されていた事項は以上ですが、その他にあればお願いします。

○ 事務局

昨年、審議会においてお話をさせていただいて、その後皆様にご意見をいただきましたが、建設業の時間外労働の上限規制が入るということに伴い、労働環境チェックシートの変更が必要になるということで、作成させていただきました。

また、これまでは労働環境チェックシートを紙で提出していただいておりますが、電子での申請を可能にしようと考えております。項目等は一切変更せず、今まで紙で書いていただいていたものを電子で申請していただく様式を作らせていただきました。こちらについては、マニュアル等々整備しないといけないので整備がつき次第、運用を考えています。

○ 委員

③時間外労働の上限規制が設けられる点について、多くの会社は三六協定に特別条項を入れているのではないかと思います。「適正ですか？」という項目なので「はい」で良いのか、できるだけ誤解がないような内容にさせていただけると、チェックシートに記入する技術者にとって分かりやすい形になるのではないかと思います。

○ 事務局

分かりやすい表現となるよう、検討させていただきます。

○ 委員

手間が省けるようにというところでフォームを作っていたと思いますが、例えばエクセルであれば考えながらやっていけるような気がします。例えば一番上から下まで、全部が1ページで見ることができて、次の設問も見ながら今の設問に答えていけるのであれば良いと思いますが、1問ずつ次のページへいくと、見えている設問だけで回答してしまい、全体の整合性が分かりづらいのではないかと思います。正確な回答で整合性をもって提出できるようにしていただきたいと思います。

○ 事務局

スマホだけでなく、パソコンでも作業できるようにしています。また、回答に齟齬がな

いようチェックはかけています。確かに紙のように全体を見ることはできません。

○ 事務局

前の画面に戻ることはできますか。

○ 事務局

スクロールして戻ることはできます。ロゴフォームであれば、途中まで入力して保存してもらうことができます。職員がロゴフォームでアンケートに答えるということもあ
るのですが、そういうときも全部回答してからでないと保存できないとか、発信できな
いというものではなくて、一度途中までやって保存してまた続きからということも可能
なシステムになっています。回答していただくのにまとまった時間が必要というわけ
はないと思います。

○ 事務局

現状、紙しかないので集計に手間がかかっています。データで出していただくと集計
の時間が削減できるのでやってみたいと思っています。

○ 委員

出す側の負担としては、紙での提出も当面は認めていただけると良いのではないかと
思います。

○ 事務局

500件程度提出されたものを、Excelのシートに1つずつ入力していきこの「労
働環境チェックシートについて」という資料を作っており、入力ミスの可能性や事務量
が非常に多いということで可能な限り電子で出していただけると助かりますが、当面は、
紙での提出も並行していこうと思います。

○ 委員

弁護士会でも似たようなアンケートがあり、「どちらでも良いけど集計作業のため、で
きれば電子でお願いします。」ということがあります。

○ 事務局

文章については工夫させていただきます。

○ 委員

このアンケートは業務委託ですか。ウイルス等の心配は無いのですか。

○ 事務局

職員で作りました。

○ 事務局

ロゴフォームという商品を市が契約しており、当該システムを使って各所属が作りたい様式を職員が作成することができる形になっています。デジタル戦略課が管理しておりますので、セキュリティに関しては問題ないかと思えます。

○ 委員

物品業務委託の指名競争入札について、現状はお電話をいただき、市役所へ指名通知を取りに行っています。こちらについて、電話よりも電子メールで案内をしてもらい、四日市市のホームページで内容を確認できるようにしてもらえるとありがたいなと思えます。

○ 事務局

物品業務委託の方はごく一部で電子入札を入れ始めてはいますが、まだ全てのところまではやっていない状況です。電子入札に移行できなかったとしてもメールで送る方法等はあると思えますので方法を考えていきたいと思えます。

○ 委員

去年の11月に公正取引委員会が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」というものを出していきまして、受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても業界の慣行に応じて定期的に発注者と協議の場を設けることや、業界の慣行に応じて定期的に1年に1回や半年に1回などの価格交渉のタイミング、受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うことに言及しています。公正取引委員会が発表した指針には、発注者及び受注者それぞれが取るべき行動、求められる行動を12の行動指針として取りまとめているもので、ぱっと見てわかりやすく書いてあります。また今後、取り込んでいただいで進めていただきたいと思えます。

○ 事務局

最低賃金で働いてもらうことを望んでいるわけではありません。当然、賃金は上がっていく方がいいと思っています。双方協議しながら、相談させていただくということになろうかと思えます。

○ 委員

以上をもちまして第1回四日市市公契約審議会を終了させていただきます。